

会 議 録

会議の名称		平成30年度第6回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時		平成31年3月28日（木） 開会：午後1時30分　閉会：午後3時		
開催場所		守谷市役所 庁議室		
事務局 (担当課)		保健福祉部 介護福祉課		
出席者	委員	城賀本会長，星野会長代理，地引委員，今井（由）委員， 中荃委員，高橋委員，戸田委員，佐藤委員，坂本委員， 吉田委員，今井（早）委員　計11人		
	その他			
	事務局	堀保健福祉部長，小林保健福祉部次長兼介護福祉課長， 稲葉地域包括支援センター長，高橋係長，芳師渡係長， 千葉主任（主任介護支援専門員），安藤社会福祉士　計7人		
公開・非公開 の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2 人
公開不可の場合 はその理由				
会議次第		1 開　　会 2 あいさつ 3 報告事項 （1）平成30年度地域包括支援センター実績報告について （2）地域包括支援センター業務委託の概要について 4 協議事項 （1）平成31年度守谷市地域包括支援センター事業計画の骨 子（案）について 5 そ の 他 （1）地域ケア会議について 6 閉　　会		
確 定 年 月 日		会 議 録 署 名		
令和元年5月21日		城賀本 満登		

審 議 経 過

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 平成30年度地域包括支援センター実績報告について

今年度の守谷市地域包括支援センターにおける事業別の実績を報告し、前年度と比較して増減している点や、今後の事業展開について意見をいただいた。

【主な意見等】

委員： 1ページの1(1)の訪問型サービスの実績において、「シルバー人材センターへの研修内容の再考」とあります。シルバー人材ではヘルパー2級などの研修を年数回行ってはいますが、それとはまた別の内容でしょうか。

また7ページ食の自立支援事業は以前同様に市民税を支払っている方は利用できないのでしょうか。

事務局： 平成27年度の法改正によって様々な基準によって訪問型サービスを作るとするのが国の施策であります。守谷市では軽度生活援助事業をシルバー人材センターに委託して、掃除や洗濯等の軽易な日常生活の支援を介護認定されていない方等を対象に実施しています。

総合事業の対象者は要支援認定者のため対象は違いますが、制度があれば活用できるのではないかと考え、平成29年度にシルバー人材センターにおいて研修を実施しました。当時、研修内容について国からの指定がないため、地域包括支援センター独自に考えて行いました。平成30年度に訪問介護事業所において、買い物や掃除などの生活支援の研修内容が国から通達があり、目安ができました。そのため、研修内容については検証が必要と考えられます。また、総合事業は介護保険制度の仕組みとなるため、介護福祉課の介護保険グループと打ち合わせています。

研修内容の見直しを行い、具体的になることで訪問型サービスAが成立すると考えます。

委員： では、現在シルバー人材センターの訪問型サービスを利用している方はいなく、将来的には考えているということですね。

事務局： そのとおりです。また、食の自立支援事業ですが以前同様に非課税の方が対象となっております。

委員： 先程の訪問型サービスですが、シルバー人材センターの中に事業所を作るといえるのでしょうか。

事務局： 現在、軽度生活援助事業をシルバー人材センターに委託をして、家事支援を行っていただいておりますが、訪問型サービスAも委託をできればと考えます。

委員： 2ページの介護予防普及啓発事業ですが、前年度に比べて減少していますが、いかがでしょうか。

事務局： 今年度はイベント関係が中止になってしまったため減少しています。

委員： ありがとうございます。また、介護予防普及啓発事業の②管理栄養士による個別栄養指導と③歯科衛生士による口腔ケア指導が昨年度は38回で502人と大幅に減少していますが、いかがでしょうか。

事務局： 介護予防把握事業の基本チェックリストで、口腔機能のリスクがある方や低栄養のリスクがある方を選定しています。今年度は基本チェックリストで75歳・79歳になる方のみを対象にしましたが、昨年度は第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画策定にあたって、65歳以上の方を対象にしているため、今年度は対象者数が大幅に減少していると考えます。

会長： 今後は今年度並みになるのでしょうか。

事務局： 次年度も75歳・79歳を対象に基本チェックリストを行う予定ですが、対象者数が少ないため、口腔機能の該当者は集団の講話形式の教室を検討しており、低栄養リスク該当者数は毎年少ないため、他事業対象者とかけ合わせるように検討しています。

会長： 6ページの5その他の業務の成年後見制度利用支援事業は昨年度記載がありませんでしたが、昨年度はなかったということでしょうか。

事務局： そのとおりです。

会長： 成年後見制度において、最高裁で親族後見人が望ましいという見解がありました。いかがでしょうか。

事務局： 今年度の市長申立ては3件あり、内2件は親族がいなく、もう1件では親族はいるが管理能力がない親族であり、家庭裁判所に成年後見申立てし、相談の結果、第三者の専門職後見人となりました。後見人として問題のない親族が対象者を支援できる場合、地域包括支援センターが申立て支援を行い、親族後見に繋がります。また、専門職後見が必要であれば、法テラスやリーガルサポートに相談し、支援を考えています。

会長： 実際、後見人になるのは親族がいいのでしょうか。

委員： 親族が後見人になるのが通常だと思います。しかし、裁判所は後見人が不正や使い込みを防止するため、財産がたくさんあるような人は親族後見人を避けてきた傾向があります。そのため、最近は親族後見人がほとんど認められない状況になり、それは行き過ぎだろうということで、財産の使い込み防止のために、信託銀行に信託して後見人が勝手に使えないようにする仕組みができたため、本来の形である親族後見人を増やしていこうという方針になったと考えます。

委員： 2ページの介護予防普及啓発事業⑨フレイル教室が34人で延べ181人と好評だったようですが、教室の内容と今後どのように拡大していくのかを説明をお願いします。

事務局： 前年度のニーズ調査の結果、大井沢地区において転倒リスク対象者が他の地区に比べて多く見られました。また、後期高齢者が多い地区でもあるため、介護保険サービス利用に繋がる可能性が高いと考え、介護予防のフレイル対策ということでプログラムは地域包括支援センターの嘱託職員である、理学療法士・作業療法士と共同で独自に作成し、試行的に開催しました。フレイル教室の効果については、次回の運営協議会以降で報告します。試行的に行ったプログラムの効果を見て、精査し、効果がある場合は守谷市6地区すべてに地区展開するとして、来年度は後期高齢者が多い順に大井沢地区、大野地区において2年間試行的に開催し、その結果、効果が見られた場合は、プログラムを固定し、6地区で順次開催していくと考えております。介護認定を受ける前の若い年代層をターゲットとして、フレイル教室を継続的に開催することで、将来的に良い結果がでると仮説を立てた上で計画しています。数年後には委託の地域包括支援センターと共同開催になることも考えられますが、当初は、市の機構改革の中で介護予防を強化する部署で専門職を配置し、基盤作りを行う計画を考えています。数年後、委託の地域包括支援センターと共同で地区展開ができると、さらに強化できるのではと考えます。

内容は、1回1時間30分を計6回開催し、2週間ごとに3か月間にわたって行いました。基本は作業療法士・理学療法士が体操を毎回実施し、ミニ講座として歯科衛生士からオーラルフレイルについて、管理栄養士から低栄養について、保健師から社会参加について、リハビリ職から住環境整備について講話を行いました。教室の合間の宿題としてウォーキングを行い、地域での仲間づくりを目的として大井沢地区のいいところ探しと題して各グループで意見をまとめて地図に書き込んでいただき、最後は参加者の方にまとめたものを返すということを行いました。

会長： フレイル予防は重要な課題となるため、評価方法は難しいですがまた報告いただけるということで、よろしくお願いします。他に質問等いかがでしょうか。

委員： 2ページの介護予防普及啓発事業⑧イベント会場での認知症啓発とありますが、ようこそ守谷の参加者は若い方が多いですが、参加することで、新しい住民の方に地域包括支援センターをアピールできるのでとても良いと思います。

また、5ページ認知症総合支援事業②認知症地域支援ケア向上事業の実績に商工会まつりが台風で中止とありますが、2日間のため1日は参加できたのではないですか。

事務局： スペースの都合で地域包括支援センターの参加は2日目のみの予定だったため、残念ながら中止となってしまいました。

委員： 3ページの地域リハビリテーション活動支援事業②げんき館指導者へのリハビリ的技術支援とありますが、具体的にはどのようなことを支援し、どのような効果があったのでしょうか。

事務局： げんき館利用者は介護保険を利用するまでではないが、地域のサロンまで歩いていくのは大変という方ですが、利用者の中でも寒くなってげんき館を休みがちになった方やふらつきが多くなった方、玄関等の昇降が大変になってきた方を対象に、地域包括支援センターの理学療法士もしくは作業療法士とげんき館の指導者が自宅訪問しました。住環境や身体状況を確認し、なぜ大変になってきたのか検討し、状況に応じて介護保険を利用するかを本人やその家族、げんき館指導者、地域包括支援センター職員と一緒に考えて、必要に応じては介護保険申請に繋げていきました。

委員： 技術支援というよりリハビリの専門職による相談業務という形でしょうか。

事務局： はい。そのとおりです。

委員： 頻度は月1回で過不足なかったでしょうか。

事務局： 地域包括支援センターの作業療法士と理学療法士は嘱託職員で各週1回の出勤で、週2回のみに対応であり、家族の都合も合わせるとタイムリーに行けない時もあり、十分ではなかったかと考えます。

【一同承認】

(2) 守谷市地域包括支援センター業務委託について

委託期間や担当圏域、職員体制等を説明したところ、第5回までの運営協議会で十分に検討済みであると、質問・意見等なく承認いただいた。

4 協議事項

(1) 平成31年度守谷市地域包括支援センター事業計画の骨子（案）について
次年度における第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の重点項目と取組事項を説明し、意見をいただいた。

【主な意見等】

委員： 2ページの(4)介護予防事業の取組強化においてリハビリ専門職（作業療法士）の役割強化とありますが、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は一体となって事業展開をすると各種専門職協会でも想定して検証を行っている現状ですが、あえて作業療法士のみを強調したのは守谷市としてなにか方針があるのでしょうか。確かに地域生活においては作業療法士の強みが活かされますが、移動などの基本動作能力を考えると

理学療法士にも強みがあり、また咀嚼や嚥下、オーラル対策では言語聴覚士の方が得意分野です。職種比率をみると、理学療法士は約1万人、作業療法士は約5,000人、言語聴覚士は約1,000人と差が大きくあるため、作業療法士が週5日勤務というのは難しい要望だと思いますが、なにか人脈があったのでしょうか。

事務局： 作業療法士としたのは個別課題を考えた時、病院から在宅へシフトする際に生活環境の視点が重要だと考え、身体の動きだけではなく、生活動作を考えた時の展開が非常に重要だと考えます。

理学療法士の強みも重要ですが財政上どちらもの雇用は難しく、広報紙にて作業療法士を募集し、理学療法士も相談可としたところ、作業療法士の応募があり、週5回勤務できる方がいたので、今回雇用になったという運びです。特に人脈はありません。

委員： 2ページの(3)認知症対策の推進に認知症サポーター養成の推進とありますが、小・中・高校生に焦点を当てているのはどのような理由でしょうか。

事務局： 現在も小・中・高校で行っておりますが、若い世代をキーワードにすることで、子どもを介すると必然的に親も関係してきます。なにもせずに認知症サポーター養成講座を行うと、興味があるのは高齢者が多く、対象者を限定しなくとも高齢者のみの応募となってしまう、結果受講者が限定されてしまいます。昨年度は高校での実施はなかったのですが、今年度は小・中・高校ともに更にはたらきかけて、子どもから親に波及することを考えています。

委員： 若い世代を巻き込むのは良い視点だと思います。その際の講師にリハビリ職はいるのでしょうか。

事務局： 講師は在宅介護支援センター職員と地域包括支援センター職員で協働して行っています。職種としてはケアマネジャーと社会福祉士となります。

委員： 先程の質問の際にもあったように、作業療法士はまだまだ育成人数が少なく、知名度をあげるためにも若い世代との繋がりを持ちたいという考えもあります。認知症サポーター養成講座の場でも活用できればと思います。

事務局： 認知症サポーター養成講座の講師役は研修を受けた者でないとできないとルール付けされているため、県から講師の養成講座の通知があった際には様々な職種に声をかけることを検討したいと思います。

委員： ありがとうございます。また、認知症対策の推進を行っていく中で、うつ対策は含まれているのでしょうか。

事務局： 認知症とうつは強く関係しているため、ニーズ調査後のフォローを行っております。

【一同承認】

5 その他

(1) 地域ケア会議について

2種類の地域ケア個別会議から個別課題を集積し、地域課題の把握をして、推進会議（地域包括支援センター運営協議会）にて施策に繋げる流れを説明するとともに、現年度の地域ケア個別会議から出た個別課題について報告し、意見をいただいた。

【主な意見等】

委員： 地域ケア会議が考えるケースは、ケアマネジャーがケアプランを立てたものが前提なのではないでしょうか。ケアマネジャーがいないが、地域の中での困りごとがあるようなケースも専門職から意見を頂き、最終的にはケアマネジャーに繋いでいただくこともできるのでしょうか。

事務局： 大前提としてケアマネジャーの支援と考えます。介護保険認定者には要介護と要支援とある中で、介護保険の原則としてある自立支援を念頭に置いた時、要介護の方は要支援の方より難しいため、当初は要支援の方を対象として専門職のアドバイスをもらい、ケアプランを見直すことで、改善もしくは要介護にならないような支援ができることを目指しています。そのため、介護認定がない方やケアマネジャーがいない方は社会福祉協議会が行っている地域ケアシステムや地域包括支援センターの総合相談業務で対応となります。

委員： デマンドタクシーの事業が始まるということですが、モコバスも事業として続くのでしょうか。

事務局： モコバスの本数は減らしますが、どちらの事業も行っていきます。

委員： デマンドタクシーの使用方法について広報はされていますか。

事務局： 事業として4月1日から開始しています。広報は各地域で説明会を実施しています。利用には事前に利用者登録が必要なため説明会や市役所、各公民館にて登録の受付を行っています。対象者は65歳以上の方となっていますが、試行期間を経て再度検討を考慮しており、今後対象者が広がることも考えられます。モコバスの利用者がいない路線が多く、路線の一部を廃止し、デマンド乗合交通という名称で実施しています。他の自治体だとバス停等に集合して行くことが多いですが、この事業では自宅に迎えが来て、公的機関や医療機関に直接送り、帰りは自宅まで送ってもらえます。時間に集合場所にいないと乗せてもらえないことや、乗り合わせなので、待ち時間が長くなることもありますが、65歳以上の方の外出の促進になればと思います。説明会に来ていただいた方の印象を見ると、好感触だったと担当課から聞いています。

委員： 回数や場所の制限はあるのですか。

事務局： 1日2回なので行きと帰りです。場所は守谷市内限定で、行先は医療機関や店舗、公共施設等のみです。

【一同承認】

(2) 次回の会議日程について

平成31年5月21日(火)に開催することとなる。

6 閉 会